

須賀川市における

「固定資産税評価通知書」 の取扱い変更に関するお知らせ

須賀川市長が福島地方法務局郡山支局に対して通知している土地又は家屋の価格通知（地方税法第422条の3）が令和8年2月2日から電子化されます。

これに伴い、不動産（土地・建物）の所有権移転登記等の登記申請の登録免許税の算出については、令和8年2月2日以降以下のとおり手続き等が一部変更となりますので、ご注意ください。

✚ 須賀川市内の不動産（土地・建物）について、所有権移転登記等の登記申請をされる際に、須賀川市長が無料で交付しております「固定資産税評価通知書」は令和8年1月31日をもって廃止されます（未評価地については、継続交付されます。）。

✚ 「固定資産税評価通知書」に代わるものとして、①「固定資産（土地・家屋）課税明細書（納税通知書送付時に添付）」、②「固定資産税評価証明書」又は③「固定資産土地・家屋名寄帳」のいずれかの添付が必要となります。

※「固定資産税評価証明書」、「固定資産土地・家屋名寄帳」等の請求方法等につきましては、須賀川市役所税務課税制係（Tel0248-88-9123）までお問い合わせください。

✚ 登記申請をされる際には、①「固定資産（土地・家屋）課税明細書（納税通知書送付時に添付）」、②「固定資産税評価証明書」、③「固定資産土地・家屋名寄帳」等により、これまでと同様に不動産の課税標準価額を事前に調査の上、適正に登録免許税を納付していただくようお願いいたします。

令和7年12月

福島地方法務局郡山支局
Tel024-962-4500